

平成26年度 第2回

# 芦屋市都市景観審議会

## 資 料

平成26年11月28日(金)

芦 屋 市

## 《 資料一覽 》

### 【 諮問事項 】

ア 芦屋市景観形成基本計画の改定について・・・・・・・・・・・・・・・・ (1)

イ 芦屋市景観計画の策定について・・・・・・・・・・・・・・・・ (35)

芦屋市景観形成基本計画の改定について

( 諮 問 事 項 )

(白紙)

---

# 芦屋市 景観形成 基本計画

<マスタープラン>

改訂版

平成 27 年 4 月

芦 屋 市

## 目次

---

<b>はじめに 景観形成基本計画の目的と構成</b> .....	1
(1) 景観形成基本計画の目的.....	1
(2) 景観形成基本計画の構成.....	2
<b>第1章 都市景観形成の基本理念</b> .....	3
<b>1. 目指すべき都市景観形成目標</b> .....	3
<b>2. 都市景観形成の基本的考え方</b> .....	5
(1) 都市景観形成の対象範囲.....	5
(2) 都市景観形成の基本姿勢.....	5
(3) 都市景観形成のための基本方策.....	6
<b>3. 芦屋の都市景観特性と都市景観類型の設定</b> .....	8
(1) 芦屋の都市景観特性.....	8
(2) 芦屋の都市景観類型.....	9
(3) 芦屋の景観色.....	9
(4) 都市景観への市民意識.....	10
<b>第2章 都市景観の類型別計画</b> .....	11
<b>1. 自然景観計画</b> .....	11
(1) 山の景観－六甲山景観.....	11
(2) 海の景観－大阪湾景観.....	11
(3) 眺望景観－眺望点.....	11
<b>2. 市街地景観計画</b> .....	13
(1) 丘－山麓市街地景観.....	13
(2) 街－中央市街地景観.....	13
(3) 街－新市街地景観.....	14
(4) 浜－海浜市街地景観.....	14
<b>3. 景観軸形成計画</b> .....	15
(1) 河川軸景観.....	15
(2) 道路軸景観.....	15

(3) 軌道軸景観 .....	15
(4) 道・水・緑のネットワーク .....	16
<b>4. 景観点形成計画 .....</b>	<b>17</b>
(1) 景観点の位置づけ .....	17
(2) 景観点の種別 .....	17
<b>第3章 都市景観形成への取り組み .....</b>	<b>19</b>
<b>1. 都市景観行政の展開 .....</b>	<b>19</b>
(1) 大規模建築物等の届出・景観指導 .....	19
(2) 景観重要建造物の指定・景観誘導 .....	19
(3) 景観重要公共施設の指定 .....	20
(4) 景観地区等の指定・景観まちづくり .....	20
(5) 関連制度の活用 .....	20
<b>2. 公共空間における景観整備事業の推進 .....</b>	<b>22</b>
(1) 公園緑地の再形成 .....	22
(2) 歩行者空間の整備 .....	23
(3) 土木施設などの景観協議・誘導 .....	23
(4) 景観を阻害する要素の改善 .....	24
(5) 屋外広告物の景観誘導 .....	24
(6) 河川や海浜などのウォーターフロントの景観形成 .....	24
(7) 魅力ある都市空間の演出 .....	24
<b>3. 市民などの参加による都市景観形成の推進 .....</b>	<b>25</b>
(1) 景観表彰・顕彰 .....	25
(2) 景観市民組織・景観協定 .....	25
(3) 景観イベント .....	26
(4) 景観啓発・景観教育 .....	26
<b>おわりに 景観形成基本計画の展開 .....</b>	<b>27</b>

(白紙)



---

# はじめに

## 景観形成基本計画の目的と構成

---

これまでの芦屋の良さは、日本でも有数の緑ゆたかな美しい住宅地としての環境・景観と、それらをつくりあげ育ててきた市民意識や生活文化の高さにあるといえます。

この美しい住宅地景観の保全は、芦屋というまちが存在するためのアイデンティティの基本であり、その良さをできる限り残していくことが必要であると同時に、これからの芦屋において「国際文化住宅都市」の名に値する、新たな住宅文化とそれにふさわしい魅力ある景観をつくっていくことによって、保全と創造が相互に刺激しあい、新しい「緑ゆたかな美しい芦屋の景観」の形成が進んでいくものと考えられます。

特に、平成7年1月17日の阪神・淡路大震災によって、芦屋の多くのまちは被害を受け、美しい住宅地景観も市内各所で消失しました。それゆえに残された景観の保全は以前にも増して重要であり、震災から立ち上がった新たなまちとして、より魅力ある景観を目指す必要があります。

都市の景観は、人の目に映る「まちの総合的な姿」であり、そこに住む住民の心を映し出すものです。美しいまちの景観は地域を愛する人々の細やかな真心の総和として実現され、将来にわたって維持されるものであり、今後の長い時間の経過の中で育まれていくことでしょう。

この景観形成基本計画は、本市における「景観まちづくり」を進めていくための共通の指針として、市民・行政・事業者がそれぞれの役割を果たし、長期的・総合的な景観への取り組みを展開していくための計画として位置付けられています。

### (1) 景観形成基本計画の目的

---

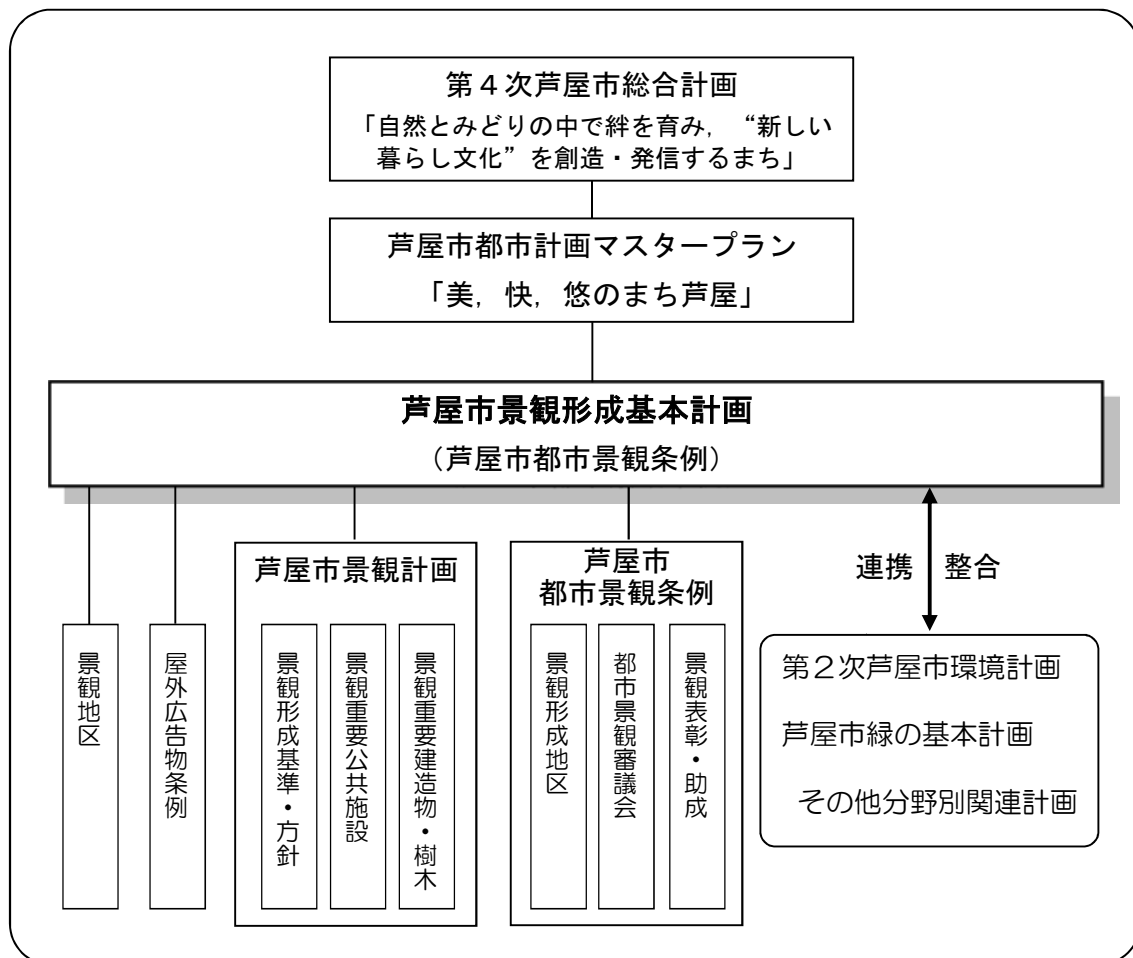
この基本計画は、本市の景観形成における基本理念と施策方向を示すとともに、施策の実現のための指針としての役割を担うものです。都市景観はまちづくり全体に深くかかわるものであり、この基本計画は第4次芦屋市総合計画における芦屋の将来像「自然とみどりの中で絆を育み、“新しい暮らし文化”を創造・発信するまち」の実現に向け、芦屋市都市計画マスタープランを補完することになります。

## (2) 景観形成基本計画の構成

芦屋市景観形成基本計画は、「第4次芦屋市総合計画」及び「芦屋市都市計画マスタープラン」を上位計画として位置づけ、国際文化住宅都市にふさわしい景観形成を目指す「芦屋市都市景観条例」の目的を達成するために策定するものです。

この基本計画は、全市的な景観形成の方針を中心課題としているマスタープランとしての役割を持ち、個々の地域における景観形成や具体的な景観施策については、景観法に基づく景観計画や景観地区及び都市景観条例による施策等によって充実補完するものとします。

また「第2次芦屋市環境計画」「芦屋市緑の基本計画」などの関連計画と連携しつつ、本市におけるこれまでの美しい景観を守り、これからの美しい景観をつくることによって、緑ゆたかな美しい芦屋の景観を目指します。



---

# 第 1 章 都市景観形成の基本理念

---

## 1. 目指すべき都市景観形成目標

---

芦屋の景観は、緑ゆたかな自然や恵まれた交通条件を背景として、歴史に培われながら形成されてきたものです。しかし、これらは時代の社会的及び文化的推移の中で変化してきており、震災後の新たなまちづくりにおいては、必ずしも優れた景観が形成されてきたとは言えない一面もあります。

自然や歴史的資産を背景として現在の市街地が形成され、それらが多様に組み合わせられて景観が構成されています。緑の風がそよぐ芦屋のまちづくりを進めるためには、山並みや河川といった、残されている自然とこれまでの歴史的な蓄積が重要な要素となります。したがって、これからの芦屋の優れた都市景観形成を考えていくためには、六甲山系や芦屋川に代表される緑ゆたかな自然環境を活かすとともに、残された貴重な歴史的環境や建築などの資産を活用しつつ、さらに新しいまちづくりにおいては住みやすい環境の条件でもある「緑ゆたかな美しい芦屋の景観」をとらえていかなければなりません。加えて、誇り高い阪神間住宅地の中核として、洗練された生活文化の継承・再生を目指し、心安らぐ理想の居住都市の実現に取り組む必要があります。

これまでの芦屋の景観は、美しい自然環境を背景とし、多くの市民の手によってつくられてきました。これからの芦屋の景観形成の基本は、市民と行政が手を携えて進めるところにあり、とりわけ多くの市民が自らの意思で芦屋の景観形成に取り組むことができる状況を作り上げることが重要です。行政の先導的役割以上に、「私のまちこそ私の誇り」という市民主導によるまちづくりが、今後の本市の都市景観形成において必要不可欠です。

こうした観点から、芦屋の都市景観形成が目指すべき目標は次の3点とします。

---

### ① これまでの美しい芦屋の景観をまもる

---

都市空間の中で、自然はうるおいと安らぎをもたらす貴重なものと言えます。山並み、河川、海岸などは、まちの背景・骨格として空間を特徴づけ、同時に市民の憩いやレクリエーションの場としての役割を果たしています。

それらは市民生活にうるおいをもたらすだけでなく、芦屋らしい住みよい景観を形成するものとして、積極的に保全を図っていくことが必要です。また、歴史や伝統を伝える史跡・建築物・街並みなどは都市の歴史的進展の中でつくられ、現代に継承されたも

のであり、震災の被害をも免れたこれらの遺産は、地域生活の核となり、地域の個性を表現する重要なものです。

市民生活に配慮しながら現代生活の要請との調和を図ったこれまでの美しい芦屋の景観、すなわち自然景観や歴史的資産とそれをとりまく周辺環境が一体となった景観を守っていかねばなりません。

---

## ② これからの美しい芦屋の景観をつくる

---

まちは地区ごとに多様性があり、それぞれの性格を考慮し、利便性・安全性とともに、快適な生活環境を創造していかねばなりません。うるおいのある快適な生活環境は、美しい景観によって支えられます。

住宅地は日々の暮らしが営まれる最も親密な空間であり、この住宅地が住みよいものであり美しいものであれば、まちに対する愛着が生まれ、まちづくりや住環境向上の原動力となります。新しいまちの景観形成にあたっては、緑ゆたかな環境の形成を中心に良好な住環境の創造に努め、中心市街地や拠点の商業地などにおいては、そこでの活動内容や雰囲気重視し、都市の活力を高めるために美しさと楽しさ・にぎやかさの両立を図ります。

こうした各地区における多様性を重視しつつ、これまでの芦屋の優れた景観に劣らぬようなこれからの美しい芦屋の景観をつくっていきます。

---

## ③ これからの美しい芦屋の景観をそだてる

---

一般的に「つくる」ことが短期的な行為であるのに対し、「そだてる」ことは長期にわたって手間をかけ、養い、成長させることが求められます。美しい景観は一朝一夕にできるものではなく、長い時間をかけて「そだてる」必要があります。

市民一人ひとりが自分のできる範囲で、定期的な清掃や生垣のせん定、建物の維持保全などを行い、自分の住むまちを美しくするよう努めれば、芦屋の景観はさらに発展します。そのように時間をかけて美しく育成された景観は、今度は「まもる」対象になるでしょう。自分の住む場所が、芦屋を代表する景観になることも不可能ではありません。

芦屋の至るところで、そのような活動を進めることにより、美しい景観を育て、次世代に引き継いでいきます。

## 2. 都市景観形成の基本的考え方

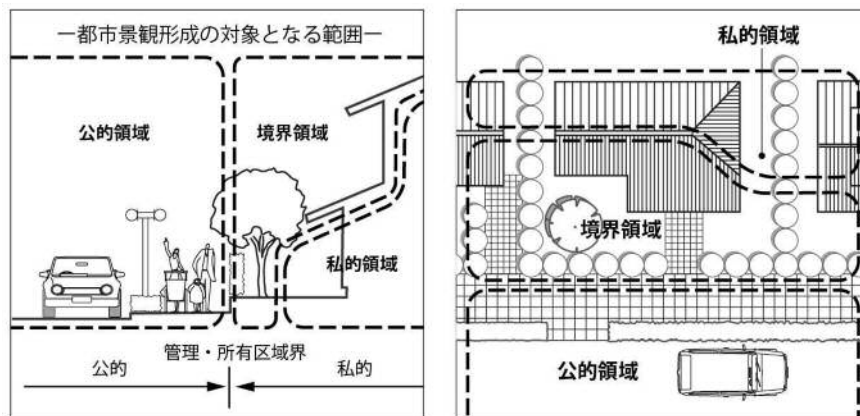
都市景観形成の主体はあくまでもそこに住み、働く人々です。そういった方々の自主的な協力なしには都市の景観形成は成り立ちません。それゆえ、市民や事業者が本市の景観の本質を理解し、行政と三位一体で景観形成に誇りと責任を持って取り組んでいかなければなりません。その場合、都市景観形成の「対象範囲」、「基本姿勢」及び「基本方策」の3点について共通した正しい認識が必要となります。

### (1) 都市景観形成の対象範囲

優れた景観を形成するためには、その対象範囲は道路や公園などの公的領域だけでなく、これらと接した個々の建築物などの屋根・外壁・生垣・前庭など外部から視覚的に見える境界領域を含めた範囲も対象として、都市景観形成が図られなければなりません。このために、従来の社会的・経済的な管理・所有区分とは別の都市空間の公共性についての認識が必要となります。

都市景観形成における都市空間の領域構成は道路や河川などの公的領域、公的領域に接する建築物の屋根・外壁・前庭・塀などの境界領域、敷地内空間のうち視覚的に外部から見えない部分や屋内空間からなる私的領域の三つに区分できます。

都市景観形成を図るうえで、公的領域はもちろんのこと、境界領域もその公共性は非常に高いものとなっています。このため、都市景観形成の対象範囲は公的領域に境界領域を含めて考えるものとしします。



### (2) 都市景観形成の基本姿勢

#### ① 総合的・長期的な都市景観形成

景観を構成する要素は、都市空間の中に存在するすべてのものですが、都市は絶えず成長し活動しているため、都市景観もこれに伴って常に変化しています。このため、都市景観形成の取り組みにあたっては、総合的・長期的な視点に立ち、計画的に進めます。

---

## ② 守り、創り、育てる都市景観形成

---

恵まれた自然環境や歴史遺産など、快適で個性ある都市景観形成に重要な役割を果たしてきた要素について保全・育成を図るとともに、新しい市街地の形成や再開発などこれからのまちづくりにおいても、優れた都市環境及び都市景観を創造します。

また、美しい景観とは一朝一夕にできるものではなく、長い時間をかけて形作られるものであるという認識を持ち、新規事業を行う際には既存景観との調和を図り、さらなる向上と育成を目指します。

---

## ③ 市民主体の都市景観形成

---

市民にとってかけがえのない財産である都市景観を形成していくためには、市民・事業者・行政が一体となって、これに取り組む必要があります。そのために市は横断的に組織内の調整を行い、公的な空間の整備を通して都市景観形成の先導的役割を果たすとともに、市民・事業者の意識啓発を進めます。

市民・事業者は、自らの生活又は企業に関する意識や価値観がゆとりとうるおいのあるまちづくりの基本であるという認識を持ち、市民主体の都市景観形成の重要性を理解し、建築などの行為に際し、街並みや公的な空間との調和に配慮することが大切です。

---

## (3) 都市景観形成のための基本方策

---

---

### ① 地区環境面への方策

---

優れた都市景観を形成している地区、あるいは形成しようとする地区において、面的に広がる地区、線的な沿道や沿岸、点的な駅前や境界の拠点などを対象として、景観法に基づく「特別景観地区」の指定、及び景観計画の中で「景観計画重点区域」を定めまします。これら地区内の建築物や広告物に対し、適正な指導や誘導、助言などを行うことによって、より優れた都市景観の形成を図ります。

---

### ② 建築物などへの方策

---

都市景観を構成する重要な要素が建築物であるため、市内に存する建築物のうち歴史的に重要なものについて「景観重要建造物・樹木」の指定を検討します。また市域全域を景観法に基づく景観地区に指定し、新築や増築、外観の変更などを行う際の景観認定制度を活用することにより、周辺環境と調和した優れた都市景観形成を進めます。さらに、その他の景観要素である工作物や緑、屋外広告物などによる景観形成についても適正に誘導できるよう方策を整えます。



---

### ③ 市民・事業者への方策

---

都市景観の形成に重要な役割を果たし、都市景観を守り、つくる場合において活動していく主役は行政ではなく、市民・事業者です。市民・事業者が主体的に景観形成に携わることができるよう、様々な角度から検討を行い、地区計画やまちづくり協定などの諸制度とも連携しつつ、市民・事業者・行政が一体となって景観形成を進めます。

---

### ④ 行政としての方策

---

景観形成をまちづくりの目標におけるひとつの大きな柱として位置づけ、行政として総合的に取り組みます。都市全体の優れた景観を目指した諸施策・諸活動の先導的な役割を果たすべく、公的空間における景観形成への取り組みが何よりも必要であると考え、公共事業における景観配慮、なかでも公共建築の景観デザイン向上を推進します。

また、公共施設のうち景観的に特に重要なものについて「景観重要公共施設」の指定を行います。

### 3. 芦屋の都市景観特性と都市景観類型の設定

---

景観には、身近な自分の家の回りの景観をはじめ、駅前、山麓や河川、海岸景観など様々なものがあります。また、景観を構成する要素の組み合わせや視覚的な拡がり具合によっても異なった景観となりますし、さらには同じ対象でも、見る時間や場所、位置、その時の心理状態によっても異なってくるものです。このように多様な形態を持つ景観について具体的な形成計画を考えていく場合、まずその特性を抽出し、類型化を図る必要があります。これにより、景観の概念をわかりやすいものとするにより、計画の対象である都市景観を明確に把握し、目指すべき都市景観の全体像を組み立てることが可能となります。

#### (1) 芦屋の都市景観特性

---

本市の都市景観構造を、面的な市街地区分と線的な軸区分による構成として把握すれば、以下のようになります。

面的な市街地区分は、六甲山系の山々から大阪湾の海までの南北において、山麓から順次帯状に「丘－山麓市街地」「街－中央市街地」「街－新市街地」「浜－海浜市街地」の4つのゾーンに分けられます。

また、北には六甲山、南には大阪湾を望むことができ、それぞれ市街地の背景となる重要な自然景観として存在しています。

六甲山の緑景観は、市民にとって欠かすことができないものです。アカマツやコナラ、ヤマザクラなどが育ち、古来の豊かな自然が残っています。

かつての海岸景観は姿を消してしまっていますが、南芦屋浜地区には新しく砂浜がつくられ、海沿いには緑地が整備されるなど、新たな海浜景観が整えられています。

線的な軸区分としては、東西に都市空間の骨格をなす主要な道路である国道2号、国道43号、阪神高速神戸線及び阪神高速湾岸線と阪急線、JR線及び阪神線の鉄道が走っており、南北には地域を表現する主要河川である芦屋川と宮川があります。

市街地の形成過程を見ますと、芦屋は中世から近世にかけて摂津と播磨の国をつなぐ交通の要衝の地として、西国街道が街の中心を通り、徐々に街としての形態を整えていったようです。明治時代以降は、大阪と神戸の間にある地域的特質を活かした別荘住宅地開発が始まり、昭和初期には日本有数の郊外住宅地である「阪神間」の中心的地位を占めるに至りました。さらに昭和30年代よりマンションの開発が相次ぎ、住宅都市の性格がますます強まりました。



## (2) 芦屋の都市景観類型

---

芦屋の景観特性に基づき、その類型化を図り、この計画の対象である都市景観を明確でわかりやすいものにするため、都市景観の類型別計画を展開し、全体的な都市景観形成の方向付けを行います。

芦屋の都市景観は、その特性から、面的に見た「自然景観（眺望景観）」と「市街地景観」、線的に見た「景観軸」、点的に見た「景観点」の大きく四つに分類できます。

自然景観は、主に「山の景観（六甲山景観）」と「海の景観（大阪湾景観）」という自然を対象とした景観で、都市全体の構造的景観を左右する要素であり、都市景観形成においてはそれらの眺望景観が重要となります。

市街地景観は、市街地内のそれぞれの地区における景観で、その地区の成立過程や地形的条件などにより、「山麓市街地景観」「中央市街地景観」「新市街地景観」「海浜市街地景観」に細分化されます。

景観軸は、都市の骨格となる主要道路や河川など軸状に展開する景観で、「河川軸景観」「道路軸景観」「軌道軸景観」に細分化されます。

景観点は、眺望点やランドマークなどの「眺望型景観点」と、主要な駅前や境界などの「環境型景観点」に分類できます。

## (3) 芦屋の景観色

---

都市景観にとって、色彩は操作しやすく、変化を与えやすく、心理的反応が得やすい重要な要素であるほか、いろいろな機能や形態などがばらばらに存在するまちの要素を調整しまとめあげる役割も持っています。このため、色彩に対する共通の意識を、そこに住む市民やその環境を利用する人々がどのように感じるかが重要であり、それを認識するためには直感的な判断によるのではなく、心理的及び科学的なアプローチが必要です。

こうした観点から、芦屋川や六甲山など数カ所の景観色調査を行った結果、そこに住む人々が長年の間親しみ好んできた郷土色とも言うべき色彩は、「花崗岩のベージュ色、暖かい灰色」及び「六甲山の青色・緑色、松の深い緑色」であることがわかりました。これらの色彩が芦屋の都市景観における基調色と言えるでしょう。

#### (4) 都市景観への市民意識

平成24年11月に実施した市民アンケート調査では、都市景観に対する市民意識の高さが明らかになりました。

この調査は、第4次芦屋市総合計画の中で掲げている35の施策目標について、市政を推進していく中で市民の皆さまが日常生活においてどのように感じておられるか等についておたずねし、総合計画に掲げられているそれぞれの施策をより良いものにするために行なったもので、市内在住の20歳以上の方2000人を対象に郵送による方法で行なったものです。回答票は1015票で回収率は51%でした。

その中で、施策目標ごとの評価については、「自然と緑を守り、創り、育てる文化を継承している」「建物など地域ごとの緑ゆたかな景観と調和している」など地域の自然環境やまち並環境について高い評価をしていることが明らかになりました。

また、これらの施策の関心度についても、「自然と緑を守り、創り、育てる文化を継承している」「建物など地域ごとの緑ゆたかな景観と調和している」については高い関心が寄せられており、本市の景観行政に対する期待の高さが伺えます。

#### 《政策目標に対する評価》

##### 政策目標

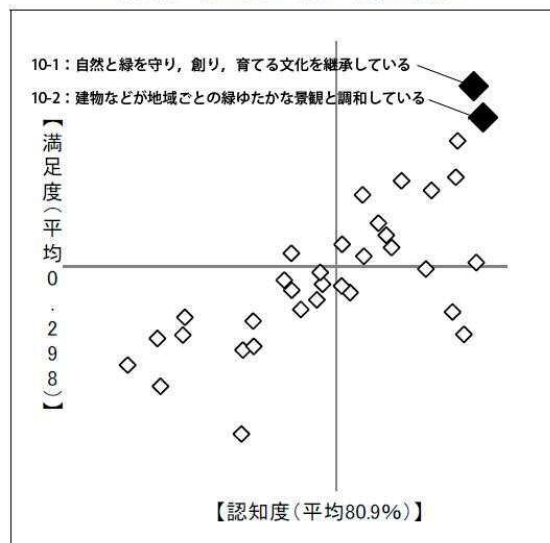
10-1: 自然と緑を守り、創り、育てる文化を継承している

10-2: 建物などが地域ごとの緑ゆたかな景観と調和している

##### ● 政策のポジションと評価の指標値

10-1: 自然と緑を守り、創り、育てる文化を継承している	
満足度 ※満足から不満までの5段階評価に+2 ~-2点を配点し回答者数で除した数値	1.002 全体N=967
認知度 ※「わからない」以外の回答の割合	96.2% 全体N=1005
10-2: 建物などが地域ごとの緑ゆたかな景観と調和している	
満足度 ※満足から不満までの5段階評価に+2 ~-2点を配点し回答者数で除した数値	0.900 全体N=967
認知度 ※「わからない」以外の回答の割合	97.4% 全体N=1003

満足度と認知度から見た施策の評価



---

## 第 2 章 都市景観の類型別計画

---

### 1. 自然景観計画

---

芦屋の景観構造を決定付けているのは「自然景観」です。それは、市街地の背後を覆う六甲山の緑成す山並み景観と、市街地の前面に広がる大阪湾の水面につながる浜辺景観が基本となっています。芦屋に生まれ、芦屋に育った人たちにとって、山と海の自然景観は芦屋のまちの原風景となっています。

山と海を含む風景がまちの景観の要となっており、それらを遠景としてのぞむ眺望景観が非常に重要であるため、そうした眺望をできるだけ妨げないようにすることが芦屋の美しい景観を守るための基本となります。

#### (1) 山の景観－六甲山景観

---

市街地から眺められる芦屋の山並みは、やさしくまちを包むように二重三重となった緑のひだが特徴的であり、六甲山の緑地環境の特性でもあります。

これらの環境・景観の保全には、市街化調整区域、風致地区、近郊緑地保全区域、国立公園、保安林といった、何重にも重なってかけられている法的規制の網が一定の役割を果たしています。このため、民間による開発等で既存の景観や環境が破壊される可能性はほとんどありませんが、散策道、登山道や展望広場など行政主体の整備が行われるような時には、十分な配慮が必要となります。

#### (2) 海の景観－大阪湾景観

---

かつての白砂青松の浜辺は大阪湾一帯の中ではほとんど残っておらず、芦屋においても前面の海岸は埋め立てられ住宅地に姿を変えています。わずかに、芦屋川河口などにその面影がうかがえますが、かつての自然景観が楽しめた浜辺の風景はありません。

しかしながら、南芦屋浜地区の浜辺には新たに潮芦屋ビーチが整備され、総合公園や潮芦屋緑地の緑と一体となった自然景観が形成されており、芦屋の新しい浜辺景観を楽しむことができます。

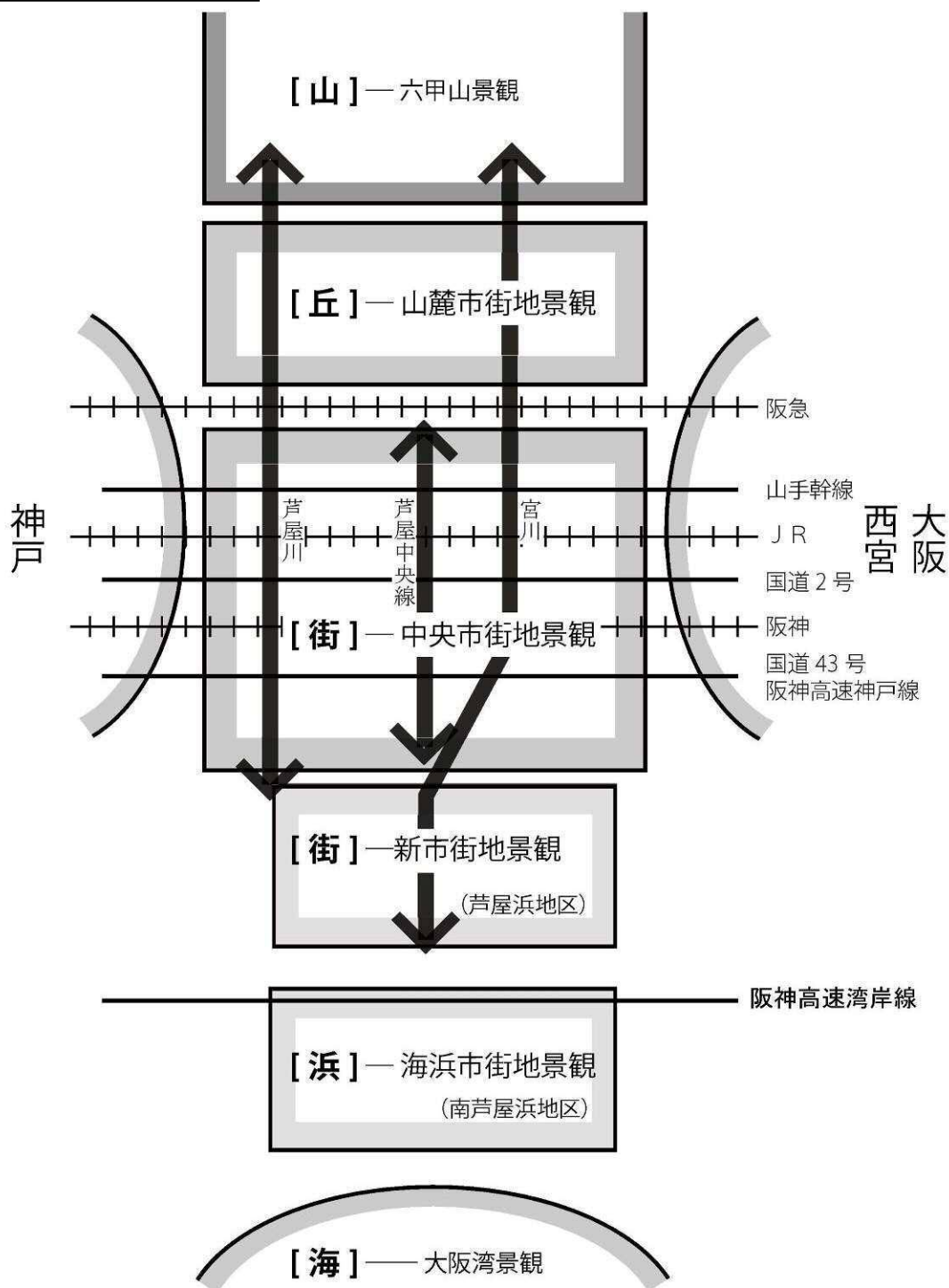
#### (3) 眺望景観－眺望点

---

自然景観にとって、その基本である緑地や浜辺の保全が重要であることは明白ですが、それらの景観への眺望という観点も大きな要素となります。

山麓・山腹からの市街地や、海の眺望、ヨットや航路など海からの眺め、市街地から山や海への見通し等々、眺望点と眺望対象が相互に関係します。眺望点周辺の規制や、整備と併せて主要な眺望点からの眺望対象への視線を確保するような「景観回廊（眺望の確保など景観的に重要な軸線上の地区）」の設定を行います。

### 芦屋市の都市景観構造



## 2. 市街地景観計画

---

芦屋の市街地はほとんどが住宅地であり、他の都市に比べてその機能は単純であると言えます。中央市街地の一部に生活関連施設としての商業集積が高い駅前地区・商店街地区が見られる程度です。

しかし、同じ住宅地といってもその立地している歴史的・地形的条件によって、景観的な表情はかなり異なっていますし、対応すべき課題も異なってきます。

六甲山につながっている丘の山麓市街地、平坦部の交通至便な街である中央市街地、埋立地として比較的歴史の浅い新市街地、大阪湾に面した海浜市街地において、それぞれの立地条件を十分に活かした景観の保全と整備を進めていく必要があります。

### (1) 丘－山麓市街地景観

---

山麓市街地のほとんどは緑多い戸建住宅地であり、これまでの芦屋の高級住宅都市のイメージをつくってきました。最近はその中においても中層マンションの建設が進んでおり、かつての落ち着いた戸建住宅景観の調和が取れにくくなってきています。

小さな水路や法面の緑と一体となった石垣・生垣が狭い道の両側を囲み、垣越しに少しだけ見える瓦屋根などが、うるおいある都市景観をつくっていました。マンション建設の際にも、こうしたこれまでの都市景観を保全し、既存の住宅景観に調和するような計画の誘導を図ります。

### (2) 街－中央市街地景観

---

阪急・JR・阪神の3本の鉄道、山手幹線、国道2号・43号や阪神高速道路湾岸線及び神戸線などの幹線道路は、いずれも大阪～神戸を結ぶ東西の大動脈として市街地を横切っています。幹線道路沿いの地域や鉄道各線の駅の周辺は、それぞれの地区の特性に合わせた景観を形作りながら、現在に至るまで発展してきました。

昔ながらの密集した町屋や長屋などは震災とその後の区画整理により、ほとんどが姿を消し、新しい都市としてのまちづくりが進んでいますが、一方で震災の被害を免れた親しみ深い空間も残されています。これらの特性を十分に考慮し、これまでの身近で親しみのある景観を継承しながら、これからの新たな美しさをつくるという両面での都市景観対策を進めていきます。

### ( 3 ) 街－新市街地景観

---

北に防潮堤線，南に芦屋キャナルパークをのぞむ芦屋浜地域は，比較的新しいまちとして整備が進められてきました。埋立地として一から開発されたため，戸建住宅地や高層集合住宅地，公益施設，緑地や公園などがバランスよく配置され，良好な住環境を形成しています。今後は成熟した住宅地として，中央市街地の街並みと調和を図るとともに，住環境をより充実させていく必要があります。

南芦屋浜地区との間にある海沿いの空間，芦屋キャナルパークは，かつての芦屋浜の風景とは異なるものの，新しい芦屋の海を感じさせる貴重な空間であることから，地域の個性を活かした景観形成を行い，積極的な活用を図っていきます。

### ( 4 ) 浜－海浜市街地景観

---

震災後に開発された南芦屋浜地区は，防災を強く意識したまちづくりが現在に至るまで進められています。また，既成市街地における芦屋の品格ある洗練されたイメージを継承しつつ，市街地にはない総合公園や大型商業施設などが配置され，新たな交流と活力を生み出す地域として期待されています。

海に面したまちとして，水をまちづくりのテーマと考え，芦屋マリーナや潮芦屋ビーチなどの海浜景観を十分に活用しながら，住宅地における緑化を進め，水と緑に囲まれた庭園都市としてのまちづくりを進めます。

### 3. 景観軸形成計画

---

芦屋の都市景観構造の骨格となっているのは、東西にはまちの動脈といえる道路軸と軌道軸、南北にはまちの静脈といえる河川軸であり、具体的には以下のものがそれにあたります。

- 河川軸 芦屋川，宮川
- 道路軸 国道2号，国道43号，山手幹線，芦屋中央線
- 軌道軸 阪急線，JR線，阪神線
- 景観軸と重なる水や緑のネットワーク

#### (1) 河川軸景観

---

山と海が近いために、芦屋川、宮川ともに水が乏しく、一旦、雨が降れば急流となる可能性が高い川ですが、日頃はまちにとって貴重な親水空間となっており、緑地としても地域の景観形成に一役買っています。

芦屋の都市景観を代表する芦屋川を景観保全軸、これからの景観整備が望まれる宮川を景観創造軸と位置づけ、山と海をつなぐ緑地軸であるとともに、見通しの良い景観回廊として市民に親しまれる景観軸を目指します。

#### (2) 道路軸景観

---

芦屋のまちを東西に貫く幹線道路は、緑ゆたかな道路軸景観をつくり、それらと交差する南北の道路は、商店街や通学路などのまちの道として、地域の景観を形づくること理想であると考えています。南北の道については、コミュニティ道路や緑道として一部整備が進められていますが、今後はそれらを駅や緑の拠点など地域の核につなぎ、又、東西の道についても緑化を推進することにより、市街地景観を親しみやすいものに育てるための景観形成軸として位置づけます。

#### (3) 軌道軸景観

---

阪神間の交通を支えている阪急・JR・阪神の軌道は、市街地の重要な景観軸でもあります。沿線の緑化、のり面の修景、橋やトンネル、駅舎の整備など市街地景観に配慮した対応が求められます。

また、各軌道の駅とその周辺は市街地景観にとって重要な拠点であり、それらの景観点との連携も十分図る必要があります。



#### (4) 水や緑のネットワーク

---

前述した構造的な景観軸に加えて、それらの間をつなぐネットワークも重要な景観軸であると言えます。市街地の公園・緑地，ため池，海岸及び植栽の豊かな幹線道路などを連携して，市民が自由に散策し，身近に自然を感じながら都市を回遊できる水と緑のネットワークの形成を図ります。

- 歩行者ネットワーク（歩道，緑道，河川敷など）
- 環境型景観点ネットワーク（駅・集会施設・商業施設などを結ぶ）
- 緑の拠点ネットワーク（公園・森・池などを結ぶ）
- 敷地内緑化（緑ゆたかな通り外観の形成）



## 4. 景観点形成計画

---

芦屋の都市景観の特徴は、面的な自然景観、市街地景観及び線的な景観軸で構成される景観構造だけでは表現できないところにあります。きめ細やかにあちらこちらに点在している景観点こそが芦屋の景観を特色付けていると言えるでしょう。

### (1) 景観点の位置づけ

---

景観点には、次のような三つの位置づけが考えられます。

- 芦屋の都市景観構造を特徴づける景観保全・景観整備の主要ポイント
- みどりの拠点や海の拠点の具体的な保全・整備ポイント
- 地域の景観形成の特性を示す重要建造物や街角などのポイント

### (2) 景観点の種別

---

景観点の種別としては、優れた眺望景観の中心となるポイントを対象とした眺望型景観点と、生き生きした都市環境の中心となるポイントを対象とした環境型景観点が挙げられます。

#### ① 眺望型景観点

---

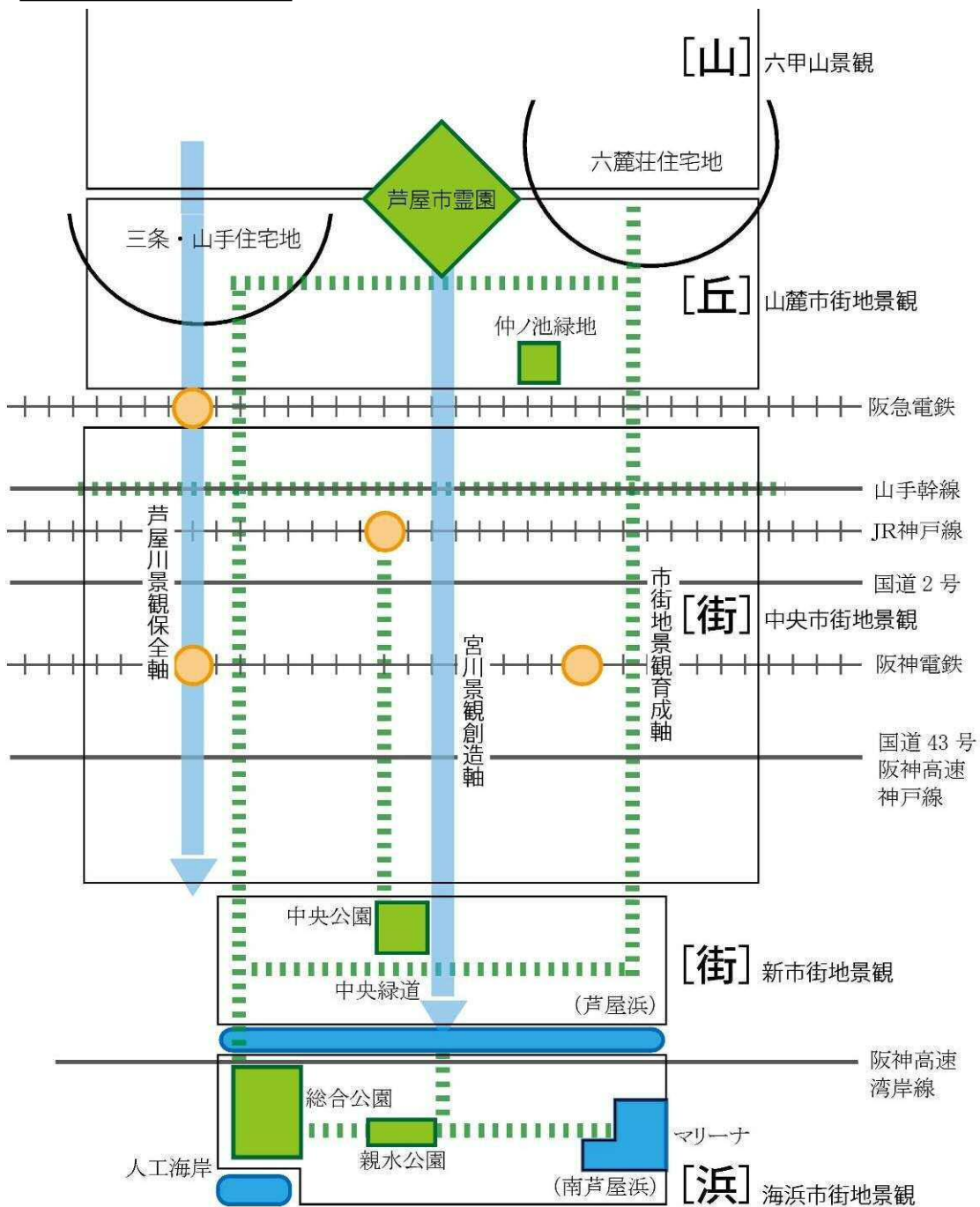
見る点（視点場）としての眺望点を景観の重要ポイントと位置づけ、周辺の景観整備や眺望の確保を検討します。また、見られる点（対象）として認識される地域のランドマークなどについても景観点としてとらえ、周囲の景観形成を進めます。

#### ② 環境型景観点

---

駅や公園、橋などの公共施設のほか、多くの人が集まり街を代表する商業施設や文化施設などを都市環境の中心点と考え、景観整備を進めるべき重要ポイントとします。

# 景観軸形成計画



## 凡例



---

## 第 3 章 都市景観形成への取り組み

---

芦屋市景観形成基本計画の方針について、景観行政として実行及び定着させていくためには、都市景観行政の展開を進め、公共空間における景観整備事業の推進を図り、行政自らが都市景観形成の先導的役割を果たす必要があります。さらに、市民の理解と積極的な参加・活動がなければ、より広範な都市景観形成を図ることはできません。

### 1. 都市景観行政の展開

---

都市景観形成に向けた景観行政は、神戸市をはじめとして尼崎市、伊丹市、西宮市、宝塚市、三田市など阪神間諸都市において全国的にも先駆的な取り組みが進められており、兵庫県全体でも「景観の形成等に関する条例」により、早くからその支援体制が整えられています。

本市でもそれらの事例等を参考に、芦屋の景観特性を十分に活かした景観行政に取り組む必要があります。

#### (1) 大規模建築物等の届出・景観指導

---

都市景観の形成に大きな影響を及ぼす大規模な建築物などについて、届出が必要な規模や指導基準などを定めます。それらの新築及び増改築時の届出を受けて、第三者会議などを活用しながら、都市景観形成の観点から指導及び助言を行います。

本市では、きめ細やかな住宅地景観が都市景観の中核をなしているため、建物用途を限定することなく、一定規模以上の建築物についてはすべて届出の対象とします。

#### (2) 景観重要建造物・樹木の指定

---

都市景観の形成において、重要な位置を占めると認められる建築物や樹木などの指定を文化財行政との関連に留意しながら行い、その保存及び管理を支援します。

本市では、こうした景観重要建造物や樹木が細やかなまちなみ景観のなかに融合して存在している場合が多く、周辺も含めた景観形成を進めることが特に重要であると考えます。

具体的には、社寺や史跡などの歴史的景観資源や、洋館や近代建築などの景観重要建築物、地区の景観を特徴づけている樹木などが挙げられます。

### (3) 景観重要公共施設の指定

---

道路、河川、公園緑地等の公共施設については、建築物、工作物、屋外広告物等とともに、地域の景観を構成する重要な要素の一つと考えられます。

本市では、今後、良好な景観形成に重要な公共施設を景観重要公共施設として景観計画に位置づけることを進めます。

### (4) 景観地区等の指定・景観まちづくり

---

本市では、点的な景観資源が全市域にわたって散らばっており、市内全体が保全すべき景観又は今後育成を図るべき景観を有するという考え方のもとに、平成21年7月より市域全域を景観法に基づく「景観地区」に指定しています。

また主要な景観河川軸の一つである芦屋川周辺について、本市を代表する景観として特に景観保全を図るべき地域であると考え、平成24年4月より「芦屋川特別景観地区」に指定しています。

今後は、市内に広く存在する景観点や景観軸を主な対象として、景観計画による重点地区や特別景観地区の指定が可能かどうかを検討し、地域の特性に応じた景観まちづくりを進めます。

### (5) 関連制度の活用

---

都市景観形成に大きな影響を持つ建築物などを主な対象として、景観法や都市景観条例による対応を進めていくことが都市景観形成基本計画の実現の基本となりますが、その他既存の規制・誘導制度や各種景観関連事業制度も総合的に活用していくことが必要です。

具体的には都市計画法に基づく用途地域・高度地区の規制や、風致地区の制限などが挙げられます。さらに、都市計画法に基づく開発許可や、自然公園法、屋外広告物条例などについては、景観計画に位置づけることによって、より強い連携が可能となります。また、緑の基本計画や環境計画など本市独自の計画との連携も必要です。

こういった関連制度の連携を強化するとともに、本市の景観特性に合わせた新たな制度や事業を創出し、展開活用していくことが求められます。

例えば、河川・水路環境の保全や修景に向けての助成や事業、景観重要建造物保全及び改修のための要綱策定などが挙げられます。

また、都市景観形成に努力している積極的な行為に対しては表彰制度を活用し、周囲の景観に配慮した建築計画が当然であるという意識が市民に芽生えるような啓蒙対策を進めていきます。

## 2. 公共空間における景観整備事業の推進

---

公共空間の整備は、都市景観の形成に直接的にかかわるとともに、先導的役割を担うものであり、緑化推進や生垣緑化への積極的取り組みなど、行政が中心となって進めていかなければなりません。また、公園緑地や道路などの公共空間は、身近なオープンスペースというだけでなく、貴重な景観資源であるということも強く認識する必要があります。これらのうち、特に重要なものについては「景観重要公共施設」として指定します。

歩行者空間の整備とネットワーク化を目指して、舗装、植栽、サイン、ベンチや街灯などのストリートファニチャーの配置デザインに配慮し、機能的かつうるおいのある空間整備に力を注いでいきます。

そのほかにも、河川、高架道路、高架鉄道、橋りょう、のり面、擁壁などの土木施設における景観誘導や、景観を阻害する要素を改善するための電線地中化及び無電柱化、屋外広告物の規制誘導などが都市景観形成における今後の大きな課題であると認識し、対応を進めていく必要があります。

また、河川や海浜などウォーターフロントにおける整備にあたっては、親水性や眺望に配慮し、それぞれの特性を活かした公共空間の整備を行います。

さらに、こうした公共空間の整備にあわせて、庭園都市宣言にある「花と緑いっぱいのみちづくり」を目指し、壁面や屋上緑化などの立体的な緑化に取り組むほか、夜景や色彩の演出にも心を配り、魅力ある都市空間の形成を図ります。

こうした直接目に見える形で進めることのできる公的空間における景観整備事業は、全市的に各部局にまたがって進められるため、都市景観形成への統一的イメージ形成が困難な場合があります。また、公的な建築物は他の公共空間以上に都市景観形成に及ぼす影響が大きく、よりデザインに配慮した質の高い建築計画を練る必要があります。これらの課題を解決するために、芦屋市都市景観研究会や景観アドバイザー会議などの組織を活用することにより、本市の景観形成における共通理解を深めることが必要です。

### (1) 公園緑地の再形成

---

市民が日常の生活に利用する広場や公園、社寺境内の樹林から市民農園に至るまで、市街地各所に見られる緑のオープンスペースは、「花と緑いっぱいのみちづくり」を推進するための拠点そのものです。

現実の問題として、本市における市民一人当たりの公園緑地は全国平均値以下であり、単純に量を増加させることが難しい現状においては、緑ゆたかな美しさという質の面において、どのように公園緑地を整備し市民にとっての緑化推進拠点とするか、といった検討が必要になってきます。

そのためには、緑陰樹の植栽や花壇の導入などに積極的な取り組みを図る一方で、デザインに配慮した遊具など公園の景観を向上させるような施設の配置と、それにふさわしい周辺環境の整備が求められます。また、公園緑地内に風致に富む樹林を整備して、それぞれの地域を代表する緑の拠点の一つとし、市民が日常的に自然と親しめるような雰囲気を作り出すことにより、公園緑地が身近な自然との対話・交流の舞台として理解されなければなりません。

さらに、かつての防潮堤の敷地や海岸に面した潮芦屋南緑地は、市域において貴重な東西のグリーンベルトとして積極的に緑化と修景を試み、芦屋川など南北のグリーンベルトと併せて、市域に縦横の緑地が展開し、海の青と山の緑が連なるような風景の実現に努めます。

## （２）歩行者空間の整備

---

歩道や緑道などの歩行者空間は、公的領域景観の中心をなしており、そのデザインが沿道地区の景観における先導的役割を果たすことが多くあります。

特に、その路面舗装は面的に大きな割合を占めており、デザイン的にも強い印象を与えるため、慎重な検討をする必要があり、舗装材料の選択、舗装パターンのデザインなどその場所に応じた空間演出を行います。

また、植栽による緑化は、通りを歩く人にとっても、沿道で生活する人にとっても大変重要な要素であり、季節的な推移、管理面などにも配慮しながら豊かな歩行空間を創出します。

## （３）土木施設などの景観協議・誘導

---

市内の土木施設については、都市アメニティを配慮した道路整備、橋りょう整備などが行われてきましたが、今後も地域の景観形成において重要な役割を果たしていくこととなります。一般の人々の目に触れる機会の多い土木施設は、そのスケールの大きさや公共空間整備との密接な関係からも重要な景観要素であるといえます。とりわけ、橋りょうなどの大規模土木構造物については、ランドマークとしての役割や都市イメージを演出する効果が大きいことを認識して、都市景観形成の大きな柱として周辺環境との調和ある整備を進めます。



#### (4) 景観を阻害する要素の改善

---

公共空間における景観整備のためには、電柱・架空線などの景観阻害要素の整理、撤去を図ることが必要になります。また、市街地において放置されている空地などを景観上適正に維持・改善することや、マンションの屋上設備への配慮といった民間施設における景観阻害要素への対応や改善策なども進めます。

#### (5) 屋外広告物の景観誘導

---

サインや道標などを含む屋外広告物は、その機能上公共空間の中でよく目立つ場所に設置されるため、都市景観形成において特に配慮を要する重大な要素です。屋外広告物が景観演出に果たす役割も評価しつつ、屋外広告物条例を定め、設置される地区の特性に十分配慮したきめ細やかな景観誘導を行います。

#### (6) 河川や海浜などのウォーターフロントの景観形成

---

公共空間における水際の環境整備については、今後積極的な景観形成を図るべき必要があります。防災性や安全性が優先されるべきことは言うまでもありませんが、それだけでは景観形成には寄与しません。親しみのある市民の空間として、ウォーターフロント整備を進め、芦屋沖からの海岸線の眺めに十分配慮しなければなりません。

本市を代表する芦屋川の美しい景観保全、これからの美しい宮川を目標とした景観創造、さらに芦屋浜・南芦屋浜の埋立地におけるウォーターフロントでの景観整備など、河川・海浜のウォーターフロント景観への対応を十分に進めます。

#### (7) 魅力ある都市空間の演出

---

都市の景観やアメニティ向上のために、緑地の保全だけではなく、花や生垣による通り外観の景観づくりなども進めます。また、夜景の見え方に配慮した建築物のライトアップなど夜の景観の演出、色彩や材料による都市ストックの演出など、個性ある景観創造や魅力ある都市空間を効果的に見せることを考慮します。

これらの演出は公共主体によるのではなく、その地区の住民や企業が地区の実情に合った形で、より魅力ある方向で進めていくことが望ましいと考えます。行政としては、それらが全市的な運動となるような支援の方法を検討し、全体としての調和を損なわないようコントロールしていくことが必要です。



### 3. 市民などの参加による都市景観形成の推進

---

都市景観形成は公的空間の整備に加えて、私的空間の景観誘導が大きな比重を占めるため、これまでの芦屋の景観を守り、これからの芦屋の景観を作る主役は市民と事業者であると言えます。

都市景観の形成には市民・事業者の理解と積極的な協力が不可欠であり、ひとりひとりが地域に愛着を持つとともに、都市景観に対する自覚を持って配慮していくことにより、はじめて個性ある美しい芦屋の都市景観が形成されることとなります。

都市景観形成への理解・意識向上に向けた広報、自主的な取り組みを推進するための啓発を行うほか、市民組織の育成支援を進め、団体や企業の景観に対する理解と社会的貢献の重要性を説き、広く本市全体の景観認識のレベルを向上させることが重要です。

行政としては、都市景観形成に寄与する行為などに対する表彰制度や、地域における都市景観への合意形成に応じた景観協定制度など様々な方策を用意し、市民・事業者と一体となってより優れた都市景観の形成に積極的に取り組んでいきます。

#### (1) 景観表彰・顕彰

---

市民や事業者自らが積極的に景観形成に取り組むには、そのための仕組みと支援体制が十分に用意されなければなりません。地域の景観にふさわしい建築計画や景観まちづくり運動、都市緑化活動などの良好な景観形成への積極的な取り組みへの表彰・顕彰は、市民・事業者の誇りと今後の活動に大きな力となります。

条例に基づく表彰制度を大いに活用するほか、景観と密接な関係がある緑化の面においても表彰できるような制度の創設を検討します。

#### (2) 景観市民組織・景観協定

---

都市景観形成への市民参加は必要不可欠であり、その組織化が景観事業推進や景観規制誘導の成否を左右すると言えます。まちづくり協議会などの市民団体を母体として、景観に関する意識の向上を図るとともに、景観まちづくりに向けたワークショップや市民会議の開催の検討も含めて、市民活動の活性化に努めていきます。

また、地域の特性に応じた景観づくりを可能とするため、法規制の上乗せとなる景観協定の締結を推進します。市民組織の求めに応じ、必要があれば積極的に認め、支援してまいります。

### (3) 景観イベント

---

景観形成は目に見える形としての景観事業や規制誘導が中心ではありますが、それだけではありません。市民の芦屋の景観への思いと景観に関するセンスの向上が景観形成の基本であり、それらを効率的に図っていくためには、様々な景観イベントに取り組み、意識啓発を行う必要があります。

各種団体や市民組織などが行うイベントにも積極的に参画するだけでなく、行政として景観フォーラムやセミナー、現場視察などのイベントを主催し、景観教育の一環として支援していきます。

### (4) 景観啓発・景観教育

---

景観事業や景観イベントとともに、市民や事業者、広告主などを対象として都市景観への意識向上を目指した啓発や教育に力を入れていきます。そうした啓発活動や景観教育の蓄積が、市民や事業者の都市景観への意識を高め、好ましくない景観阻害要素を自浄し、美しいまちなみを作り維持していく基礎となるでしょう。

市民や事業者を対象として、本市の景観整備における水準を示す計画の事例や、景観に配慮したデザインを記載したマニュアルやガイドラインを作成・配布するほか、子供から高齢者までを対象とした景観教育の教材となるような案内書や手引きの作成・配布などを行います。

---

## おわりに 景観形成基本計画の展開

---

都市景観の形成は、市民・事業者・行政の三者が一体となって、継続した活動を行うことが必要不可欠です。新しく完成した建築物や工作物がいくら景観的に優れていても、良好な維持管理がなくては、次第に古び色あせていきます。

基本計画においても、計画策定後も調査・研究を継続的に行い、内容の検討を続けていくことが重要です。

基本理念の確認や芦屋の景観色の継続的調査・研究、景観形成を推進するモデル地区の策定、その他都市景観形成の取り組みについての検討などを重ねていくとともに、基本計画を見直していきます。

芦屋の都市景観形成を一步ずつ進めながら「目指すべき都市景観形成の目標」や「うるおいのある景観軸の形成」などについても調査・研究を続け、計画を展開しながら時勢に応じた適切な変更をしてまいります。

(白紙)

芦屋市景観計画の策定について

( 諮問事項 )